

郡山市図書館寄贈図書等の受領及び取扱に関する要綱

平成 21 年 5 月 28 日制定

[生涯学習部中央図書館]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市図書館条例施行規則(平成 10 年郡山市教育委員会規則第 3 号。以下「規則」という。)第 21 条の規定に基づき、規則第 3 章(図書館資料の寄贈)の規定の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(受領の適用条件)

第 2 条 規則第 10 条の規定により図書館長(以下「館長」という。)が、規則第 2 条第 1 号に規定する図書館資料の寄贈の申出を受けることができる場合とは、寄贈の申出者が寄贈した図書館資料の取扱を館長に一任した場合とする。

(寄贈の申出の手続き)

第 3 条 寄贈の申出者は、当該図書館資料の評価額の合計が 10 万円(学術的価値等のあるものを除き、出版年から 1 年以上経過しているものについては、評価額はないものとして算定するものとする。)以上の場合を除き、図書館資料寄贈申出書(別記様式)を提出するものとする。

(受領後の取扱い)

第 4 条 館長は、寄贈の申出を受けた日からおおむね 2 週間以内に当該図書館資料のうち、図書館の蔵書とする判断を行うものとする。ただし、受領した図書館資料がおおむね 50 冊を超える場合又は学術的若しくは資料的価値の有無その他について調査が必要な場合は、この限りではない。

2 前項の規定により図書館の蔵書としないものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 既に蔵書として所蔵してあるものと同一資料あるいは同等資料で、複本として整理する価値をもたない資料
- (2) 出版後、相当の期間経過した資料のうち、学術的又は資料的価値が失われていると判断される資料
- (3) 汚損、破損、書き込み、蔵書印等管理上支障がある資料
- (4) 新聞、雑誌、パンフレット等で資料的価値をもたない資料
- (5) 人権への配慮に欠ける資料
- (6) 特定の機関、個人、団体等を中傷するような資料や宣伝となる資料
- (7) 興味本位な性的表現のもの又は暴力を助長するおそれのあるもので、社会の秩序や市民生活を著しく混乱させる資料
- (8) 学習参考書、受験参考書及び問題集
- (9) その他館長が不相当と認める資料

3 第 1 項の規定により、図書館の蔵書としたものについては、みかえし部分に寄贈印を押印し、保存するものとする。

4 図書館の蔵書としないもののうち、第 2 項第 1 号から第 4 号までに該当するものについては、できる限り一般の利用に供するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

図書館資料等寄贈申出書

郡山市 図書館長

住所 _____

申出人

氏名 _____

電話 _____

次のとおり図書館資料を寄贈したいので申し出ます。なお、寄贈した
図書館資料の取扱その他処分については一任いたします。

資料名 _____

外 冊

蔵書とならなかったものについては、図書館利用者への配布などに活用いたします。また、
汚損や破損等で閲覧等に支障があるものについては廃棄させていただく場合がございます
のであらかじめご了承ください。